

第13回（仮称）王寺町まちづくり基本条例審議会

日時：令和2（2020）年10月9日（金）午後7時～

場所：やわらぎ会館4階多目的ホール

1. 開催要件の確認について

委員15名中13名が出席しており、審議会が成立することが事務局から報告された。

【会長】

こんばんは。13回目になりました。いよいよ最終段階に参りましたが、王寺町まちづくり基本条例は、皆さまのおかげで知恵を尽くしてここまでとりまとめることができました。

有終の美を飾らないといけないので、最後しっかりとご議論いただければと思います。最終的な答申にいたるまで気を抜かないように頑張りたいと思っていますので、皆さまもよろしくお願いたします。

2. 前回審議事項の修正案について

事務局から、資料「（仮称）王寺町まちづくり基本条例 条文素案&解説案」、「王寺町まちづくり協議会に関する規則（案）」をもとに、前回審議会から修正を行った条文素案と解説案の説明があった。ただし、「王寺町まちづくり協議会に関する規則（案）」については、今回審議会の検討対象ではなく、「まちづくり協議会のイメージが持ちにくい」という前回審議会の意見を踏まえて、イメージ共有のために作成されたものであると説明された。その後、全体で以下の議論があった。

◎「王寺町まちづくり協議会に関する規則（案）」について

【委員】

まちづくり協議会の認定について「王寺町まちづくり協議会に関する規則（案）」第2条第1項で、活動区域の中で1つしか認めないという制度になっているが、説明を。

【事務局】

活動区域が重複しないように設定している。

【委員】

いろいろな人を巻き込んで参画させていこうとなっているが、まちづくり協議会を認定するときに、自治会を基本にして区割りしていくことになると、そこに入っていきのは難しく、前回審議会で配られた資料のように、かなり意思決定が重たい団体になってしまう。それで自主的な運営ができるだろうか。なぜそういう縛りがあるのか。

分野ごとのまちづくり協議会というのをつくりたくないといろいろな人が入れないと思う。様々な団体が公益に適う目的で活動している。事業者であっても、儲からないけれど地域のために CSR 活

動をしている。自分の関心のある問題からまちづくり活動に入るのであれば、地域ごとに1つの団体というのはどうなのか。

※CSR活動とは…

直訳すると「企業の社会的責任」。企業が自社の利益だけでなく、自らの組織活動が社会に与える影響に責任を持ち、あらゆる利害関係者にとってプラスになる活動全般を指す。

【委員】

「王寺町まちづくり協議会に関する規則（案）」について、具体的に作業して実現していくには必要なものだろうと思うが、必要な書類が細かく書かれていたりして、何か1つするために大変だと思った。

実現するにあたっては規則のようなものが出てくると思うが、その前に、住みやすいまちにしていくためにみんなが意見を言い、どんな問題があるか、取り組んでほしいことが何なのかを汲み上げていくことがまだまだ大変だと思っているので、規則が条例と一緒に出てくることに違和感があった。

【会長】

規則案自体は今日ここで固めてしまう性質のものではなく、この条例ができたときに検討するときのたたき台としてこのようなものが出る可能性があるということでご理解いただければ。

もし条例を認めて議会でも議決された際には、まちづくり協議会をどのようなものにしていくのか町民の方々と議論しながらつくってもらおう。そのときの案について、今のようない見があったことを踏まえて議論していただく。

議論のまとめ

・「王寺町まちづくり協議会に関する規則（案）」はこの場で決めるのではなく、条例施行後、まちづくり協議会の構成員となるような団体など、担い手となる方々の議論の中で決めていく。

◎第14条 まちづくり協議会

【委員】

町民中心と言いながらも行政からの押しつけを感じるという思いがある。

私の希望としては、「今後の王寺町のまちづくりにおける方向性として、町内の地域の特性等に
応じて、当該地域の町民の意思に基づいて『まちづくり協議会』という仕組みを取り入れることができること、そして『まちづくり協議会』を設立し活動する場合には行政が必要な支援を行っていくことを示しています。」というような書き方にならないかと思う。

あくまでも町民がこういう団体を起ち上げたいという思いがあって、それが立ち上がる場合には行政が支援することを明確に書いてはどうか。

それに関連して第1項の解説も、「まちづくり協議会の設置について定めるものです。」と書いてあるが、これを取ってしまって、「協働のまちづくりを進めるために、地域の特性や資源をいかして、まちづくり協議会を設置することができることを示しています。」というようにしてはどうか。

条文に関して、前回審議会で課題になっていたが、まちづくり協議会に公の施設の管理を任せられることができるというようなことが書いてあるが、この流れでいくと、「まちづくり協議会は、別途条例の定めることにより、行政の事務事業の一部を受託することができる。」という方がよい。

そもそもまちづくり協議会が立ち上がるかどうかもわからないのに、具体的に行政の事務事業を受けるということを書く必要があるのか。立ち上がって機能し始めたときに追加していくぐらいの位置づけでもよいのではないか。

【委員】

行政からの押しつけと思われてはいけな。まちづくり協議会については、今は曖昧で、まちづくり協議会に関する規則案をどうするか、というような段階ではないと思う。どういうメンバーで準備委員会を起ち上げるのか、どういう形で設立に向けて進めていくのか、どう意見を聴取するのか、そのあたりのこともわかっていない。まちづくり基本条例に書き込むということは難しいとは思。う。

私自身、自治連合会長をやっているが、行政から押しつけられているという感覚は持っていない。しかし、一般の住民の方々にこの条例を読んでもらうことを踏まえ、文言をもう一度考えてもらえれば。

再来年に義務教育学校ができる。義務教育学校を主体にした単位で北と南で2つにするのか、あるいは現在6地区に分かれた自治連合会があるので、それを1つの基礎単位とするのか。他の市町村を見ると小学校区を単位としている。どういう単位でやるかについても、住民の皆さんの意見を聞きながら進めていくので、1年やそこらで決められない。

どういう組織がよいのか、どういう単位で設置するのがよいのかということは、今後、町民が主体となってまちづくり協議会を起ち上げていく際に、行政からの指導も仰ぎながら、皆さんの意見を聞きながら考えていくことだと思。う。

まちづくり基本条例には、最初に触れたように、町民主体だということを明記しておけば、今後、準備委員会なりで考えていくことだと思。うで、まちづくり基本条例としてはこの程度でよいのではないかと、よくまとめていただいているのではないかと。思。う。

【事務局】

第14条「まちづくり協議会」について、前回審議会で、まちづくり協議会の設立自体を行政が誘導していくべきだと多くの委員の方から意見があった。また、まちづくり協議会というものがどういうものかわからないので、具体的に定めるべきではないかという意見もあった。

第5項において「前各項に関することは、別に定めます。」ということにしていたが、誰もがわかるような形でまちづくり協議会について定めるべきではないかというやり取りの中で、ある市町村の「規則で別に定めます」という事例をもとに今回の審議会で提示するということになっていた。そういったことから、今回初めてまちづくり協議会に関する規則案を、他の自治体を参考に作成した。

まちづくり協議会の要件や認定の方法としてどういったものが想定されるのか、初めて提示したが、前回お話ししたように、ほとんどの自治体が「別に定めます」という表現をしている。

規則で定めることについて、専門家と相談したが、あらかじめ認定の要件や方法を具体的に示した場合は、行政の押しつけのような形になってしまい、地域の団体の方々が主体的にやっ

こうという機運をなくしかねない。

まちづくり基本条例、まちづくり協議会の制度を作ることに关してはすべての委員の方が賛成しているのので、今後、担い手となる方々に条例について相談し、要件や認定、また行政の支援のあり方などの具体的な内容について、議論していくべきではないかという助言があった。

規則で定めるのではなく、これから担い手となるような方々の意見を十分に聞きながら、王寺町で初めて設立されるまちづくり協議会のあり方を定めていきたい。

【委員】

まちづくり協議会の件については、これから内容を詰めてどのような協議会にしていくか決めていこうというスタンスだと理解した。

例えば事務事業の一部を委託するという部分に細かい規定が出ていると思うが、具体的に記載せず、ぼやかした文章でもよい。

【委員】

条文の方は概ねこれでよいと思うが、やはり協働と参画のまちづくりをどういった形で作るかといったときに、この条例の中にあるような、まちづくり協議会にそれを求めるということや、自分たちがどういうところで協働・参画をしていったらよいのかというのは、個人個人ではわかり得ないと思っている。

例えば、大きな災害があれば、復興のため、まちを綺麗にしていかなければならないという趣旨でみんなが同じ方針で活動できると思うが、今だとそんなに大きな問題もなく、年代それぞれの悩みや要望は多種多様になっている。それをどういうところが受け皿になるかといったときに、まちづくり協議会になると理解している。

前回審議会で意見したように、まちづくり協議会を設置することができるということだけを定めても、一般の人はどこからまちづくりをやっていったらよいかわからない。

今現在でも、町の施策に関して悩みはあるわけだが、現在ある自治会などの地域の組織だけではすくいきれないものがある。そのあたりを、この条例を作ったときに、いろいろな意見を拾い上げられるような協議会になったらよいとイメージしていた。

みんなが暮らしている中で思っていることが地域で反映できるような組織ができれば一番よいといろいろな活動を行う中で思っている。

条文は条文でよいと思う。その中で自分たちがどう解釈するのか、条例ができたときに、誰が主導していくのかが難しい。誰も何もわからない中では一から作ることすらできない。その時に行政が誘導していかないといけないのではないかという話を前回審議会で言ったつもりだった。

PTA や自治会などの既存の団体がまちづくり協議会に出てくると思うが、そうではなく、地域の中で活動しているグループもまちづくり協議会に参画できるようにするためにはどう設置したらよいのかというところが自分の中では疑問点。

これが一番大事なのではないかと思うし、協働と参画のまちづくりというのは口で言うと綺麗な言葉だが、何もしないでもできるものではないので、ある程度の覚悟も必要。

条文はこれでよいと思うが、ここで審議する自分たちは共通の観点をもっておかないと、次に進められないのではないかという思いがある。

【委員】

そこがまちづくり協議会の問題点だと思う。他の市町村の例を見ても、議論を始めて5年経っても設立できない地域がある。

以前、奈良市の活動報告を聞いた。奈良市には50の自治会連合会があり、それぞれにまちづくり協議会を起ち上げようというところから6~7年経っているようだが、まだ11のまちづくり協議会しか立ち上がっていない。

それだけ起ち上げるのは難しく、時間がかかり、1人や2人のリーダーがいればできるという問題でもない。そのあたりのことを考えると、起ち上げるまでには相当の意見交換が必要で、様々な分野の人の意見を集めていかななくてはいけない。

地域によって活動の中身は変わって当然。例えば災害においても、久度地区と舟戸地区は、まずは水害である。ところが南の方の畠田地区や本町3丁目、4丁目、5丁目あたりは、水害はあまり関係ない地域であり、災害では地震が一番心配されている。

同じ災害でも地域によって内容が違うので、まちづくり協議会を起ち上げて、取り組み方が変わってくる。この地域はこういう問題点を重点的に取り組まなければならない、この地域の問題点はこう、ということが出てきて当然。

まちづくり協議会の起ち上げまでに時間がかかるので、ネックになるような条文があれば、この条例も改正できるので、その段階で改正すればよいと思う。

まちづくり協議会は本当に難しい問題。ごく一部の人しか手を挙げてくれないかもしれない。そういったときにこそ行政の情報も取り入れながら、連携しながら、こういう人にリーダーシップを取ってほしいということをお願いに行かなければいけないかもしれない。放っておいてもできるものではない。あらゆる手を尽くして協議会を起ち上げなければならない。

【委員】

まちづくり協議会は本当に難しい問題だが、この条例をつくる意味なので、やはり議論しなければいけない。

問題が地域ごとに違うというのも大きい。まちづくり協議会の活動は、必ずしも地域ごとに事業を行っているわけではない部分もあって、地域の課題に応えられる活動をしているところがその地域内にあるとは限らない。王寺町全体で子どもの問題を共有して、何かしようとしている、一番動けそうな団体があったときに、地域のまちづくり協議会の会議に入ってくださいというのはハードルが高いし、逆に地域を分断してしまう部分もあるかと思う。

冊子の中で、まちづくり協議会はいろいろな団体をまとめる役割だと書いてある。そういう意味で、地域を割ってその課題を吸い上げるまちづくり協議会というのは必要かと思う。

いろいろな活動をまちづくりに活かすという点であれば、提示された規則案では、地域の中で1団体しか認めないとあるが、まちづくり協議会に入っていくハードルが高い部分が出てくると思うので、課題ごとに入っていけるだとか、課題ごとのまちづくり協議会を起ち上げるだとか、臨機応変な部分をもたせるとよいかと思う。

もちろん、地域ごとの窓口を1つに集約するという意味では、大きなまちづくり協議会を地域に1団体しか認めないということはわかるが、活動の中でつながっているところがあるのに地域ごとに分担しなければならない良くないので、柔軟にしてもらいたい。

条文自体は納得しているのですが、このあたりをうまく考えてもらいたい。

【委員】

事務局には、まちづくり基本条例審議会でこのような意見が出ていたということ覚えておいてもらって、まちづくり協議会の設置にむけた検討の際に、考慮してもらわなければならない。

【委員】

まちづくり協議会の問題は、結局誰がやるの、という話に行き着くと思う。この審議会でまちづくり協議会の一定の方向性を示すことはできない。

着地点としてのまちづくり協議会の概念は条例で十分書かれている。あまり具体的なことを書き込み、後で規則などを制定するときに足を引っ張っては困るので、まちづくり協議会の概念はこうで、こんなことをする、とさらりと書いているくらいで良い。

10月のタウンミーティングに出すには、このくらいでよいのではないのかなという印象。

【事務局】

まちづくり協議会について、これからどういうあり方が必要なのか議論するということで、まちづくり基本条例のある自治体でも、条例を作っただけだと、ほとんどまちづくり協議会が出てきていないという事例もある。待っていても活動していこうという協議会はなかなか設立されなれないと思っている。

やはり行政としては、もちろん強制はできないが、モデルケースでどういったまちづくり協議会のあり方があるのか提示して、それを担い手となるような各種団体の意見を聞きながら、十分議論したうえで、あり方自体を決めていきたいと考えている。

将来の王寺町のあり方について、こういった協議会をつくりながら住民自治を進めていこうとしているのに、実際にコミュニティができなかったら意味がないので、町でモデル案を示し議論しながら、まちづくり協議会のあり方について決めていきたい。

活動に対して必要な支援をするのみ条例に記載していたが、設立に向けて行政も汗をかきなさい、支援をしていきなさいという意見もあったので、今回は第14条「まちづくり協議会」第3項において、「行政は、まちづくり協議会の設立や活動に対して、協働のまちづくりを推進するための必要な支援を行うものとします。」ということで盛り込んでいる。

【委員】

私自身、まちづくり協議会は今後必要だと思う立場の団体で普段活動しているので、第14条「まちづくり協議会」の部分は、いろいろな意見があり、事務局は大変だと思うが、まとめていただければと思う。

第14条「まちづくり協議会」の解説第1項の修正後の文章は主語がなくなっていて、個人的に違和感があるので、「まちづくりは、地域の特性や資源をいかした個性豊かな活動を行っていくことが必要です。」というように、主語をつけた方がよい。

【委員】

まちづくり基本条例について最初から違和感があったが、まちづくり協議会設置のための条例なのかなと感じてしまう。

町長からの諮問の際には、協働と参画のまちづくりのための条例ということだった。他の自治体に倣って、まちづくり協議会のところがものすごく具体的である。

他の自治体でそれが大成功しているということであればよいが、なんとか成功しているというところがあるぐらいで、あまり成功しているという話も聞かない状況の中で、これを進めることについては予定調和的な部分を感じる。

審議会の最初に、最終的にどこに重点を置いてまとめていくのかという話をしておけばよかったが、そういうことがなく、何がよいか、何が悪いかという話から条例の文言をどうするのかという議論が来て、最後の段階でこの話をしている。

感じるころとしては、こういう協議会の起ち上げについて行政が支援するということはできると思う。

私自身、民間企業で働いてきた人間としては、基本的には、起ち上げるだけでなく継続的に発展させていくという前提がないとやってはいけない。そうでなければ大きな負担や無駄を発生させてしまう。経済的な根拠がなければ成り立たない。他の市町村の資料を見てきたが、市の職員は高給を取っているのでボランティア活動をさせよう、というように、安いところに流れていくみたいになってしまう。そういう中でこの協議会がつくられることを想定されているのであればとんでもない。

まちづくり協議会の形であるかどうかかわからないが、事業全体として考えないと、今の自治会活動だけでも大変なのに、とんでもないことをやらないといけなくなる。奇特な方がいて、やったとしても、それを引き継ぐという問題がまた出てくる。

町民の活動団体の方が参加されて意見交換したり、行政と話し合いの場をもったり、そういう現実的なことを考えたらよいと思う。起ち上げるのも大変だが、維持するのも大変で、公の施設の管理までやるということになると、本当にできるのか、非常に気になる。

最初の議論から論点整理してどこに重点を置くのかという話をするべきだったと思う。

よいまちにしていこうという気持ちはわかるが、その中で、行政でできることとできないことがある。株式会社にして、まちとして産業を興していき、その中でまちづくりにも関与する、くらいにしないと維持するのは至難の技。しかも地域ごとに分けてやっていくことになると、やり始めた人から引き継いだ人の大変さは目に浮かぶ。

条例案についてはどうしようもない部分はあるが、できれば少しでも曖昧にしておいて、あとで検討できるようにしておく方がよいと思う。

【委員】

方向性として、まちづくり協議会がまちづくりの主体となって、それに対して行政は支援していくというところは共通認識になっているか。

【委員】

審議会の最初の方から言っていたのは、この条例ができたことで、今何もしない人が一歩前に出ることが基本だと思っていた。

まちづくり協議会がどういうものかという認識がないのに賛成はできない、というのが前回審

議会で思っていたことだった。出てきた規則案を見ると、大きい組織のようで、違うのではないかと思ったのが率直な意見で、もっとうまくやらないといけないという思いがある。

それでもまちづくり協議会を置いた方がよいと思う理由は、少子高齢化で必要になってくるということで、そういう意味では置かざるを得ないと思う。ただし、置いたあとに、うまく回さないとしんどいものだけが残るということがあるので、まちづくり協議会についての条文を置くことが怖いとも感じる。

【委員】

まちづくり基本条例では、まちづくり活動の根本をなすものとして、まちづくり協議会というものがあるということを決めていると思う。

将来性を見て、実効性がないとか、具体性がないから、もう少し表記の内容を考えたらどうかということだと思うが、まちづくり協議会の規定を載せること自体についてはどう考えているか。

【委員】

この条文案を見たときに、おそらくまちづくり協議会についての規定を設けるのだろうと感じている。まちづくり協議会を設置する方向に動くことを考えているからこの条例ができているのだろうと感じている。

そうであれば、もっと具体的に検討ができればよかったが、今の状況で良い案も出せないし、こういうものにならざるを得ないのかなと思う。

【委員】

その部分については限られた時間の中でのことなので同意見である。規則は白紙の状態なので、少なくとも規則の邪魔をしないような文言にしてはどうか。

話の中心は、まちづくり協議会の設置の部分だと思う。皆さんの意見でやむを得ないということになるのか、表現を変えるのか、根本的に削らないといけないのか、これは根幹的な問題だと思う。

【委員】

私の意見としては、今後まちづくり協議会のようなものを起ち上げるかどうかという議論は絶対に行わないといけないと思っている。

まちづくり基本条例の中では、まちづくり協議会を起ち上げることができますよ、ということになっている。ここだけはまちづくり基本条例に入れておくべきだと思う。

起ち上げられるかどうかは本当に難しい問題だと思う。これからは、まちづくり協議会について議論しなければならないと思っている。設立できるかどうかはわからない。

【委員】

基本的にまちづくり協議会というものがあるという組み立て方だが、行政主導になっていかなものかという意見もあった。

【委員】

まちづくり基本条例にまちづくり協議会のことを載せるかどうかということも含めての議論だ
と思う。

あくまで参考として、県の自治連合会で奈良市の連合会長から話を聞いた。奈良市では先にま
ちづくり協議会を作り、今、条例化をしようとしている。具体的な話は聞いていないが、条例でな
ければ事業を行うにあたって壁に突き当たってしまったとのことだった。

王寺町の場合は、まちづくり基本条例を審議していて、その条例の中にまちづくり協議会を設
置できるという文言を入れようということで審議していると伝えると、条例の方を先につくるこ
とも一つの方法かという意見であった。

私自身、個人的にはまちづくり協議会の設立について議論していく必要があると思う。そのた
め、条例には「まちづくり協議会を設置することができます」という文言はぜひ入れておきたい。
具体的に文言をどうするかについては、事務局としても整理して、委員の皆さんが納得するよ
うな文言にしてほしい。

【委員】

条例案はこれでよいと思う。今日の審議会で議論して、パブリックコメントに出すという時期
に来ているので、最低限、まちづくり協議会を最終的につくるためにどこで議論するのかとい
うことを考えておかないといけない。

【委員】

まちづくり協議会を最終的には作ると言ってしまいうから、この審議会でもっと議論しなければ
いけないということにつながってしまう。まちづくり協議会を設置するかどうかというのはこ
れからの議論。

【委員】

これからの議論というのはどこですか。

【委員】

冊子の中で、「まちづくり協議会とは」というところがある。事務局がまちづくり協議会のイメ
ージを提示している。ここに記載されているような団体を含めて、一般の人たちも含めて、ま
ちづくり協議会を設置しますということなので、当然、起ち上げるまでにはいろいろな人た
ちに集まってもらい、議論するのではないか。

それを民間の人一人が声をかけてもなかなかできない。行政はいろいろな情報を持っているの
で、行政の力を借りながら人集めをして議論していくのではないか。

【委員】

まちづくり協議会をつくるための場所を設置するということで理解できた。それは別のところ
で、行政が主導で集めて、まちづくり協議会をつくるかどうかの会議の場をつくるというこ
だと思う。

【委員】

誰がまちづくり協議会を設置するかというところまで書いてはどうかという議論が以前にあった。要は設置する際の手続きを条文に入れてはどうかという趣旨だったのだが、解説の中で、これから十分な検討を進めるということが入っているのでこれでよいと思う。

審議委員の意見としては、この条例ができたなら早急にまちづくり協議会を始めるのではなく、組織が大事なので、実際に動き続けられる組織について十分に検討や議論の時間を踏まえたうえで実施することを付記して、住民の皆さんに提示できればと思う。

そういうことができるのであれば、条例としては、まちづくり協議会を置くことができるという文言でよい。

【会長】

いろいろと意見があったが、第14条「まちづくり協議会」の条文については、微調整はあるかもしれないが基本的には現在の条項で進めたいと思う。

第5項の解説にあるように、どんなものがどんなふうに行けるのかについては、町民の皆さんと相談しながら作っていくことと、それぞれの地域で実際にまちづくり協議会が設立される時には、その地域の皆さんがそれぞれ知恵を集めて、関わる方々が集まって議論してまちづくり協議会をつくるという、二段構えになるのだろうと思っている。

基本的な枠組みをつくるという議論を、条例ができてから行い、町民主体で作る手続きに従ってそれぞれの地域で議論を始める、その一連の議論の場の設定や支援を行政は行うというイメージでほぼ共通しているのではないかと思うので、そういう趣旨での解説を付け加えるということで議論をまとめる。

議論のまとめ

- ・条文自体は現行案で上手くまとまっている
- ・まちづくり協議会の設立、運営、活動内容については、今後町民主体の下、議論の場を設けて検討を重ねていく必要があり、行政もその取り組みを積極的に支援する必要がある。

◎その他意見

【委員】

第12条「参画と協働の推進」第2項の解説のところで、新しく出てきた「住民活動団体」を「公共的な各種団体、ボランティア組織等を総称しています。」と説明されているが、条文ではどこと関係しているのか。

【事務局】

条文としては次の第13条「コミュニティの形成」から「住民活動団体」という言葉が出てくる。解説では第12条「参画と協働の推進」で最初に出てくるので、ここで説明している。

【委員】

第3条「基本原則」第3項の解説に、「王寺町には、日本遺産に認定された明神山や、大和川などの自然や、聖徳太子の時代から伝わる歴史資産が数多く残されています。」と書いてあるが、「や」

が2回続くので、「王寺町には、日本遺産に認定された明神山や、大和川などの自然、そして聖徳太子の時代から伝わる歴史資産が数多く残されています。」としてはどうかという提案。

2点目だが、第17条「見直し」第2項の解説に、「定期的に検証や必要に応じ見直しを行うことで」と書いてあるが、言葉のリズム的によくないと思うので、「定期的に検証や必要に応じて見直しを行うことで」の方がよい。

【委員】

第2条「用語の定義」のところで、行政についての説明が書かれているが、これに関連して、第15条「町政への参画機会の充実」第3項に審議会の話が出ている。

審議会というのは行政の附属機関だと思うが、第2条「用語の定義」の中で、審議会の位置づけが飛んでいるので、附属機関のことを足してはどうか。

もう1点、第16条「広域での連携と協力」第2項のところで、「町民は、他の地方自治体の住民と交流及び連携を図り」とあるが、住民に限定するよう感じた。もっと広く捉えられるような表現にしてはどうか。

【事務局】

用語の定義としては、審議会は補助機関の中に含まれるので、個別の定義は必要ではないと思っている。

第16条「広域での連携と協力」のところだが、住民だけに限定される印象になるというのは理解できたので検討する

【委員】

第15条「町政への参画機会の充実」第3項の解説に、「ただし、会議の内容に高度な専門性が必要な場合には、公募しない場合があります。」と書いてあるが、入れる必要があるのか。どうしても必要なのであれば、「条件を付して公募する場合があります。」というような書き方はどうか。

公募するというのは大原則で、町民の参画という視点から言えば、開かれた審議会ということが大事。高度な専門性が必要であっても、条件設定をしたらよいと思う。

この審議会でも団体代表の方もいれば一般公募の方もいる。どうしてこういった町民参画を断るような文言が必要なのか。

【事務局】

先ほどの説明ように、あり方については今後十分議論したうえで定めていきたいと考えている。

第15条「町政への参画機会の充実」第3項について、条例本体においては、「行政は、行政が設置する審議会の委員を選任する場合は、必要に応じて公募した委員を加えるものとします。」ということで、必要に応じた場合に公募委員を加えるという形で表現している。

できるだけ公募した委員に参加してほしいという趣旨を、解説では、公募委員に参加できない場合があるという書き方で表現している。

例えば、深刻ないじめで生命に危害を受けた場合のいじめ調査委員会というような内容であれば、一般住民の方々の調査研究ではなく、弁護士や、臨床心理士、あるいは精神科の医師といった専門的な見地から調査研究が必要な委員会もある。

参加できない場合を限定して解説を加えることによって、ほとんどの委員会においては住民の公募委員を求めていくという趣旨で記載している。

◎パブリックコメントへの素案の提示について

【会長】

パブリックコメントの案として、本文に大きな修正はないが、解説を中心に今日出た意見を踏まえて、最終案を作成し、パブリックコメントに提示できればと思う。

パブリックコメントに向けての修正については、事務局と私に一任いただければと思うが、どうか。

最後の議題として、最終的に 17 条構成になっている。これでよかったという意見もあったが、よろしいか。(全委員、了承)

3. 条例の名称について

【会長】

基本的にはまちづくりについてのルールを定めるという観点でこの条例をつくりたいということでこれまで議論していた。

この「王寺町まちづくり基本条例」という名前でパンフレット、それから最終の答申に向けて進めていくということによろしいか。

【委員】

名称については強い思いがある。せっかく 17 条にまとまったので、聖徳太子の十七条憲法になぞった題名にしたいと思う。具体的に言うと、「王寺町民の十七条まちづくり基本条例」にしたいと思うがいかがか。

【委員】

反対。名称はオーソドックスな方が良い。

【会長】

せっかくの委員提案だったが、事務局提案の「王寺町まちづくり基本条例」という名称で進めるがよろしいか(全委員、了承)

それでは「王寺町まちづくり基本条例」という当初からの条例名で進める。

4. その他

事務局から、タウンミーティング開催とパブリックコメントの実施についての案内、タウンミーティングの中で配布するパンフレット「(仮称) 王寺町まちづくり基本条例～条例素案の紹介～」について説明があった。

【委員】

次の第 14 回審議会で町長への答申を行うということだが、第 14 回審議会で素案の修正はできるのか。

【会長】

技術的には可能。第 14 回審議会でご意見が出たら、修正することを前提に答申することはできる。

【委員】

修正を加えて町長に答申するということか。

【会長】

その通り。ただし、答申してしまうとそれ以上修正はできない。

【委員】

パブリックコメントは、パソコンやスマートフォンを利用するものか。それを利用できない人は除外されるのか。

【事務局】

役場に条例素案を紙に打ち出したものを用意するので、郵送、FAX、メールのいずれでも受け付けられるようにする。

【委員】

概要版の冊子について、4 ページの「(仮称) まちづくり基本条例 5 つの特徴」の中の 4 つ目に「まちづくり協議会の設置」と断定しているが、この審議会で議論がある中で一般の人に見せてよいのか。

また、5 つ目の「住民投票」について、「住民投票について記載しています。」と書いてあるが、私の把握している限り、条例では「別途定めます」という書き方をしており、条例内であまり言及していない内容を 5 つの内の 1 つにしてよいのか。

【会長】

5 つの特徴ということで出しているが、これを精査し、条例案の特徴を反映したものにしてほしいという意見があった。

【事務局】

まちづくり基本条例の案として、参画と協働のまちを進める 5 つの大きな柱ということで提示している。町政のあり方、町の意味決定について住民生活に大きな影響を与えるような事案が発生した場合は別途条例を定めて住民投票を行うということである。

過去にも王寺町他西和地域の 7 町の合併問題があった。それぞれの財政状況にも差があったとい

うことから、住民投票を実施し、町としての方向性を決定した例がある。

参画と協働のあり方の大きな柱としてこうした形で定めているが、住民投票が必要な場合は条例で定めるということなので、議会での議決を経て初めて実現する。

ただし、参画と協働のあり方の柱としてこういったものがあるということを広く住民の方々に説明し、理解を得たいと考えている。

【会長】

まちづくり協議会と住民投票についての説明はまちづくり協議会についていろいろな議論があったことも踏まえて丁寧に行う必要があり、現状の文章ではどのような特徴があるのか分からないので、文言だけ工夫が必要。

【委員】

このままでは、まちづくり協議会が行政の押しつけに見えてしまう。

まちづくり協議会についての説明文を見ると、「新しい自治組織である『まちづくり協議会』を設置できることを定めています。」と書いてあり、押しつけではないと分かるが、もう一度説明が必要。

【会長】

説明の仕方だと思うので検討する。

【会長】

今日も充実した議論をいただきましてありがとうございました。以上をもちまして本日の審議は終わらせていただこうと思います。

なお、これからタウンミーティング、そしてパブリックコメントもあります。ぜひ委員の皆さんからも積極的に、タウンミーティングへの参加やパブリックコメントへのご意見もいただきたいと思います。

以上